

## 2019年ゴールデンウィーク（10連休）における本院の診療体制について

政府発表によると新天皇の即位日となる2019年5月1日を今年限りの祝日とすることに関係し、2019年のゴールデンウィークは10連休になることとなりました。

本院が佐賀県域において地域医療の中核的役割を果たす医療の最後の砦であることを踏まえ、大学病院として高度急性期病院の体制確保し、地域医療に貢献することは最も重要な使命であることを鑑み、下記のとおり4月30日及び5月2日は、通常の診療体制を確保し、平日と同様の診療を行うこととしておりますことをお知らせします。

### 記

- ① 2019年 4月30日（火曜日） 通常の診療体制
- ② 2019年 5月 2日（木曜日） 通常の診療体制

佐賀大学医学部附属病院長  
山 下 秀 一